

## 平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農業者団体が行う地域農業の多様な担い手の育成及び確保のための事業を促進するとともに、農業者の健康増進に対する意識を向上させることにより、もって地域農業の維持及び発展を図るため、平成30年度予算の範囲内において、弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業 次に掲げる活動のいずれかを実施するものをいう。

ア 農業経営に関する研修事業

イ 異業種の従事者及び消費者との交流並びにそれらの者の需要の把握に関する事業

(2) 農業者団体 市内に住所を有する農業者5人以上で組織する団体であって、地域農業の維持及び発展に向けた活動を行うものをいう。ただし、団体を組織する者に、団体を組織するいずれかの者の世帯員等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第2項に規定する世帯員等をいう。以下同じ。）が含まれている場合であって、当該世帯員等について家族経営協定を締結していないときはこれを人数に含めないものとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、農業者団体とする。ただし、補助事業の実施に当たり、市以外の者から補助金の交付を受け、又は受けようとする者を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 謝金（当該補助事業者の役員、職員等に対するものを除く。）

(2) 旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃に限る。）

(3) 消耗品費

(4) 印刷製本費

(5) 燃料費

(6) 通信運搬費

(7) 手数料

(8) 使用料及び賃借料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（前条第2号の旅費にあつては、実支出額若しくは弘前市職員の例により計算した額のいずれか少ない額）の合計額の2分の1に相当する額（当該相当する額に1,000円未満の端数があるときは、当該端

数を切り捨てた額)又は50,000円(平成30年4月1日から第10条第1項の報告書の提出までに、補助事業に参加した農業者団体を組織する者のうち、過半数が次に掲げる市が行う検診又は健康診査(以下「市の検診等」という。)のいずれかを受診した場合は、100,000円)

- (1) 胃がん検診
- (2) 大腸がん検診
- (3) 肺がん検診
- (4) 子宮がん検診(女性に限る。)
- (5) 乳がん検診(女性に限る。)
- (6) 前立腺がん検診(男性に限る。)
- (7) 結核検診
- (8) 骨密度検診(女性に限る。)
- (9) 肝炎ウイルス検診
- (10) 胃がんリスク検診
- (11) 成人歯科健康診査
- (12) 20・30代健康診査
- (13) 国民健康保険特定健康診査
- (14) 国民健康保険人間ドック
- (15) 国民健康保険脳ドック
- (16) 後期高齢者健康診査
- (17) 後期高齢者歯科健康診査

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 組織及び運営に関する規約又は会則の写し(規約又は会則がない場合にあつては、組織概要調書(様式第4号))
- (4) 団体を組織する者の名簿
- (5) 家族経営協定を締結していることを証する書類の写し(世帯員等を含めなければ団体を組織する者の人数が5人以上とならない場合に限る。)

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、補助事業を実施しようとする日の前日から起算して14日前までとする。

5 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の

税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を行うために物品の購入等をする場合は、市内業者(市内に本店を有するものに限る。以下同じ。)に発注するものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書(様式第6号)を提出しなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出して、その承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金交付決定通知書(様式第8号)とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第9号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書(様式第10号)

(2) 収支決算書(様式第11号)

(3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

(4) 平成30年度中に補助事業参加者の過半数が市の検診等を受けた場合にあっては、その事実を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)の翌日から起算して30日を経

過した日又は平成31年3月31日のいずれか早い日とする。

- 5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第12号)とする。

(補助金の請求等)

第12条 補助金の請求は、平成30年度弘前市農業者団体研修等事業費補助金請求書(様式第13号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、口座振替により交付する。

3 補助金は、概算払により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

平成 年 月 日

弘前市長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者名 印

平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金交付申請書

平成30年度において実施する弘前市農業者団体研修等支援事業について、補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

\_\_\_\_\_ 円

2 補助金の額の算定根拠

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 組織及び運営に関する規約又は会則の写し（規約等がない場合にあっては、組織概要調書（様式第4号））
- (4) 団体を組織する者の名簿
- (5) 家族経営協定を締結していることを証する書類の写し（世帯員数を含めなければ団体を組織する者の人数が5人以上とならない場合に限る。）

備考

- 1 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：農林部農業政策課  
電話：40-0767

事業計画書

- 1 補助事業の名称  
農業者団体研修等支援事業
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の概要（実施計画、事業内容）
- 4 補助事業の期間
- 5 補助事業の遂行により予想される成果
- 6 補助事業に関する法令等

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- 2 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

収支予算書

1 収入

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	摘 要
市補助金				
計				

2 支出

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	摘 要
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

組織概要調書

1 組織・団体名及び代表者名

組織名

---

代表者名

---

2 組織の活動目的

3 主な活動内容、活動計画



平成 年 月 日

弘前市長 様

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名 印

平成 3 0 年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、平成 3 0 年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 既に交付を受けた補助金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由
- 5 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長としてください。
- 2 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第 3 号）に準じて作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：農林部農業政策課  
電話：4 0 - 0 7 6 7

平成 年 月 日

弘前市長 様

住所  
補助事業者  
氏名 印

理由書

平成 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた  
下記補助事業を行うに当たり、物品の購入等を市内業者に発注しないこととしたいので、平成  
30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金交付要綱第6条第3号の規定により、下記  
のとおり申し出ます。

記

補助事業の名称	
物品の購入等の内 容	
業者名	
業者住所	
購入額	
理由	

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：農林部農業政策課  
電話：40-0767

弘前市長 様

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名 印

平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 既に交付を受けた補助金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助事業を中止（廃止）する理由
- 5 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：農林部農業政策課  
電話：40-0767

様

弘前市長

印

平成 3 0 年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第 6 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、平成 年 月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 交付の条件
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成 3 0 年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
  - (2) 補助事業を行うために物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第 6 号）を提出しなければならない。
  - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成 3 0 年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出して、その承認を受けること。
  - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 その他
  - (1) 補助事業者は、平成 3 0 年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第 9 号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して 3 0 日を経過した日又は平成 3 1 年 3 月 2 9 日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
  - (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで保管してください。

平成 年 月 日

弘前市長 様

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名 印

平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

平成 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 既に交付を受けた補助金の額 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 平成30年度中に補助事業参加者の過半数が市の検診等を受けた場合にあっては、その事実を証明するものの写し

備考

- 1 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：農林部農業政策課  
電話：40-0767

事業実績書

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の遂行の概要
- 3 補助事業の期間
- 4 補助事業の遂行による成果
- 5 補助事業に対する補助金の交付の効果

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- 2 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

収支決算書

1 収入

(単位：円)

科 目	本年度収入額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
計				

2 支出

(単位：円)

科 目	本年度支出額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

弘農政収第 号  
平成 年 月 日

様

弘前市長 印

平成 3 0 年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、平成 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額 (a)	交付済額 (b)	差額 (a)-(b)
円	円	円	円

備考

- 1 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで保管してください。
- 2 後日、市長は上記 1 に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：農林部農業政策課  
電話：4 0 - 0 7 6 7



平成 年 月 日

弘前市長 様

所在地  
補助事業者 名称  
代表者名 印

平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金請求書

平成 年 月 日付け弘農政収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金の名称 平成30年度弘前市農業者団体研修等支援事業費補助金
- 3 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 振込口座
  - (1) 金融機関及び支店名
  - (2) 口座番号
  - (3) 口座名義人

備考

- 1 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：農林部農業政策課  
電話：40-0767